

事業所各位

就労系サービスの在宅利用にかかる取扱いについて

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用について、下記の通りご案内いたします。

1. 対象者

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者

参考通知:「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正について(令和3年3月30日付け障障発 0330 第2号)

2. 手続きの流れについて

①事業所及び本人が記入した在宅サービス利用届出書及び個別支援計画を事前に提出してください。

※新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの場合は、在宅サービス利用届出書等の提出は不要ですが、地区担当までご連絡ください。

※新規及び更新の申請を合わせてされる方やその他の変更を申請される方は別途案内される必要書類を提出してください。

※計画相談支援を受けている方はモニタリング及びサービス等利用計画書を提出してください。セルフプランの方はセルフプランへの追記が必要となります。

②提出された利用届出書等により内容を審査し受給者証を交付します。

③利用者は受給者証を事業所へ提示しサービスを利用します。

3. 受給者証の記載について

受給者証へ「在宅利用対象者」と記載します。必要に応じて在宅利用の期間を併記する場合があります。

※新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの場合は受給者証への「在宅利用対象者」の記載は行いません。

【お問い合わせ】

八千代市役所 健康福祉部
障害者支援課 障害者支援班

TEL047(421)6741

FAX047(483)2665